

これから理容所を開設される方へ

—— 構造設備基準 ——

- 理容所の構造設備については、法令等により、基準が定められています。この基準に合致しないと確認書が交付されません。工事に取りかかる前に、保健所で相談し、指導を受けてください。
- 開設届は、開店予定日の少なくとも一週間前までに提出し、担当者と施設検査の日時を打ち合わせてください。
- このリーフレットをよく読んで、施設並びに設備が基準に適合するようにしてください。

理容所構造設備基準

作業椅子の台数

理容イスの台数は、作業室面積13㎡の場合3台まで。
1台増す毎に4.9㎡必要。
(例) イス5台設置する場合
 $13 + (5 - 3) \times 4.9 = 22.8 \text{㎡}$ 必要

作業室の面積

1作業室の床面積は、内壁から内壁までの内法で13㎡以上であること。
(待合・トイレ・ロッカー等は、作業室面積に含まない。)

床等の材質

床及び腰板は、コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不透水性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。

照明と採光

採光・照明を十分とること。
間接照明の場合は、照度不足にならないように注意すること。

ゴミ容器

蓋付の汚物箱(ゴミ箱)と蓋付の毛髪箱を備えること。

消毒済器具容器

器具・タオル等の格納に必要な収納ケース等を備えること(消毒済と未消毒のものを区別して備えること)。また十分な数量の器具及びタオル類を備えておくこと。

待合との区画

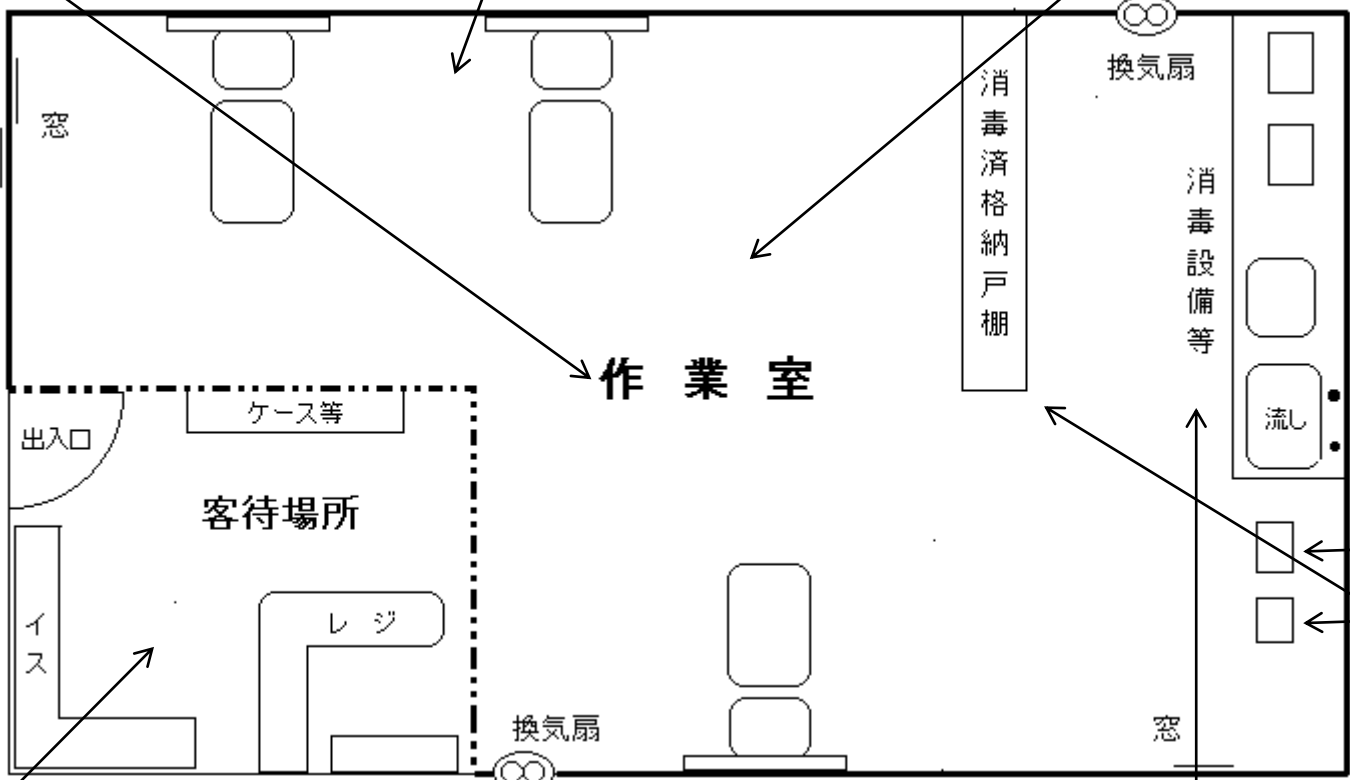
客待場所は、事故防止や刈毛飛散防止等のため、作業室と明確に区画し、作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
別室とするのが望ましいが、ケース等を用いても良い。ケース等を用いる場合は、容易に転倒・移動しないよう固定すること。

換気設備

換気が十分に行える構造であること。
又、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、給気口が排気の影響を受けない位置に設置すること。
(換気扇の位置は騒音・異臭等、近隣公害の発生源とならないよう注意すること。)

消毒設備

適当な広さの器具等を消毒する設備を備えること。
消毒薬液容器(蓋付ホーローバット等)は、適当な大きさ深さの物を、またメスシリンダー等の液量計を備えること。消毒薬については、消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム等を備えること。
洗い場は流水装置とすること。



提出書類及び記入上の注意点

○ 法人（会社組織）で申請する場合

- ・法人の所在地・名称・代表者氏名を記入してください。
- ・登記事項証明書（6ヶ月以内）により登記内容を確認します。

○ 従業員名簿

- ・従事する者全員について記載してください。
- ・営業者自身も従事する場合は記載が必要です。

○ 免許証の確認

- ・理容師免許証（本証）と管理美容師にあってはそれを証する書類を確認しますので申請の際にお持ちください。

○ 診断書

- ・理容師にあっては、結核・伝染性皮膚疾患の疾病の有無に関する医師の診断書（3ヶ月以内）を添付してください。

○ 構造設備の概要、施設平面図

- ・構造設備について記載してください。
- ・平面図は、椅子等の配置、待合や作業室の面積等が確認できるものを添付してください。

○ 検査手数料

16,000円

○ 施設の確認について

開設届を受理し、施設完成後に担当者が検査にうかがいます。検査終了後、施設・設備に不都合がなくても確認書が発行されるまでに、1～2日程度かかります。開業予定日は、余裕をもって設定してください。

☆ 分からないことがありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

東京都板橋区保健所生活衛生課
環境衛生施設係
住所：板橋区大山東町 32-15
TEL：03-3579-2335